

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年4月26日
選挙管理委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第194条の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)の選挙は、無記名投票で行い、投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじでこれを定める。

2 委員長の選挙につき、委員全員の同意があったときは、指名推薦の方法を用いることができる。

3 前2項の規定による選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員(年齢が同じであるときは、くじにより定めた委員)が、臨時にその職務を行う。

4 委員長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(委員長等の任期)

第3条 委員長及びその職務を代理する者(以下「委員長職務代理者」という。)の任期は、2年とする。

(委員長等の異動)

第4条 委員長、委員長職務代理者及び委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(所属政党等の届出)

第5条 委員又は補充員は、その所属する政党その他の政治団体の名称を委員会に届け出なければならない。

2 委員又は補充員が、その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し、若しくは所属しなくなった場合も前項と同様とする。

(委員会の招集)

第6条 委員会の招集は、委員に対する通知により行う。

2 委員が委員会の招集を請求しようとするときは、会議の日時及び付議すべき案件を示した文書をもってしなければならない。

3 委員の選挙後最初に行われる委員会の招集は、書記長が行う。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき、又は前条第2項に規定する委員の請求があったとき開催する。

2 会議に出席できない委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録の調製)

第8条 委員長は、書記をして会議録を調製し、出席委員の氏名、会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。

2 出席委員は、前項の会議録を点検し、その末尾に署名しなければならない。

(委員長の専決)

第9条 委員長は、別表第1に定める事項を専決することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

(職の設置)

第10条 委員会に、書記長及び書記を置く。

2 書記長は、企画課長をもってこれに充て、書記は企画課職員をもってこれに充てる。

3 委員会は、第1項に規定する職のほか、必要があるときは、臨時又は常勤を要しない事務に従事させるため、臨時的任用職員又は非常勤職員をもって充てる職を置くことができる。

(職務)

第11条 書記長は、委員長の命を受け、所属職員を指揮監督し、委員会に関する事務を掌理する。

2 書記は、上司の命を受け、委員会の事務をつかさどる。

(職務の代理)

第12条 書記長が欠けたとき又は書記長に事故があるときは、あらかじめ書記長が所属書記のうち指定した者がその職務を代理する。

(書記長の専決)

第13条 書記長は、別表第2に定める事務を専決することができる。

(事務の代決)

第14条 書記長が不在のときは、第12条に規定する書記が、その職務を代決することができる。

2 前項の代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ、決裁責任者の指示を受けたものに限る。

3 代決した事務については、速やかに決裁責任者の後閲を受けるものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(告示)

第15条 委員会の告示は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の例により行う。

(公印)

第16条 委員会印、委員長印、委員長職務代理者印及び書記長印は、別表第3のとおりとする。

2 前項の公印は、書記長が管理する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、委員会の事務処理等については、広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日選挙管理委員会告示第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日選挙管理委員会告示第2号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

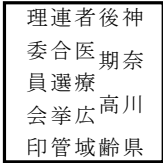
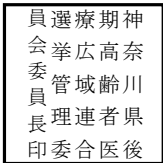
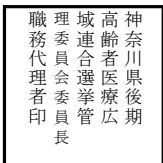
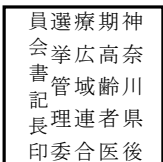
別表第1（第9条関係）

- （1） 諸証明の発行に関すること。
- （2） 直接請求の要件となる請求権を有する者の数の告示に関すること。
- （3） 第4条に規定する告示及び委員会の議決した事項の告示に関すること。

別表第2（第13条関係）

- （1） 所属職員の事務分担を定めること。
- （2） 軽易な通知、催告、申請、届出、進達、照会、回答及び報告に関すること。
- （3） 各種文書等の閲覧の許可及び写し等の交付に関すること。
- （4） 各種資料を作成し、収集し、又は配布すること。
- （5） その他軽易な事項の処理に関すること。

別表第3（第16条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	印材	個数
委員会印	てん書	方21		つげ	1
委員長印	てん書	方21		つげ	1
委員長職務代理者印	てん書	方21		つげ	1
書記長印	てん書	方21		つげ	1